

## 2 法規制の対象について

販売されているすべての食品に関する「**広告その他の表示**」が法規制の対象となります。

「**広告その他の表示**」・・・顧客を誘引するために、食品等の内容に関することや取引条件について行う表示のこと

### (1) 広告等に該当するものの具体例

- 商品、容器又は包装及びこれらに添付したもの
- 見本、ちらし、パンフレット、説明書面  
(ダイレクトメール、ファクシミリ等も含む)
- ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン、陳列物、実演による広告
- 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写又は電光
- インターネット、パソコン通信

### (2) 実質的な広告の判断基準

下記の①～③に、“該当する”と**消費者が認識できるもの**

- ① 顧客を誘引する（購入意欲を精進させる）意図が明確にあること
- ② 特定食品の商品名等が明らかにされていること
- ③ 一般人が認知できる状態であること

## 3 法的措置について

虚偽誇大広告等の禁止に違反する表示を行うと・・・

適正な広告等を行うように**勧告**

勧告に係る措置をとらなかった場合、  
その者に対し必要な措置をとるべき旨の**命令**

命令に従わなかった場合は、**罰則**を適用  
6月以下の懲役又は、100万円以下の罰金



「虚偽誇大広告等」について  
詳しくお知りになりたい方は、  
**消費者庁ホームページ**をご覧ください。



問い合わせ先 ご相談は最寄りの保健所へ、宮崎市内事業者は宮崎市保健所 (0985-29-5283) へお問い合わせください。

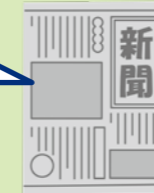
○中央保健所	TEL 0985-28-2111	○高鍋保健所	TEL 0983-22-1330
○日南保健所	TEL 0987-23-3141	○日向保健所	TEL 0982-52-5101
○都城保健所	TEL 0986-23-4504	○延岡保健所	TEL 0982-33-5373
○小林保健所	TEL 0984-23-3118	○高千穂保健所	TEL 0982-72-2168

# 知って納得！

## 食品の虚偽誇大広告等の禁止

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていないにもかかわらず、健康の保持・増進効果を期待させる「**虚偽**」又は「**誇大**」と思われる表示・広告をしているものが見受けられます。

〇〇〇(製品名)  
ダイエット成功者  
続出!



〇〇に効くと  
言われています



買ってみよう  
かなあ・・・



ダイエットに効く!  
〇〇茶



食品〇〇のおかげで  
糖尿病が治った!  
□□県 ××子さんの声



これを食べると、  
美容にいいんだって!



**健康増進法**では**虚偽誇大広告**を**禁止**しています

食品に表示された情報が「**著しく事実に相違する**」又は「**著しく人を誤認させる**」ものである場合、消費者がその食品の効果を信じてとり続けると、適切な診療機会を逸してしまうなど、健康に重大な支障が生じるおそれがあります。

販売する食品に関して**広告その他の表示**をする者は、消費者がその食品を適切に理解し、利用できるよう、**健康の保持増進効果等**について、客観的で正確な情報の伝達に努める責務があります。

# 1 健康保持増進効果等の判断基準と例について

## (1) 健康保持増進効果等

「健康保持増進効果等」とは、以下のようなものです。

健康保持増進効果等	表示例
疾病の治療又は予防を目的とする効果	「末期ガンが治る」、「肥満の解消」等
身体の組織機能の強化、増進を主たる目的とする効果	「疲労回復」、「食欲増進」、「老化防止」、「免疫機能の向上」等
特定の保健の用途に適する旨の効果	「本品はおなかの調子を整えます」等
栄養成分の効果	「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」等
含有する食品又は成分の量	「大豆が〇〇g含まれている」、「カルシウム〇〇mg配合」等
特定の食品又は成分を含有する旨	「プロポリス含有」、「〇〇抽出エキスを使用しています」等
熱量	「カロリーオフ」、「エネルギー〇kcal」等
人の身体を美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は、皮膚もしくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果	「皮膚にうるおいを与えます」、「美しい理想の体形に」等
名称又はキャッチコピーにより表示するもの	「スーパーダイエット〇〇（製品名）」、「ダイエット成功者が続々！〇〇〇」等
含有成分の表示及び説明により表示するもの	「ダイエットの効果で知られる〇〇を××mg配合」等
起源、由来等の説明により表示するもの	「〇〇という古い自然科学書を見ると××は肥満を防止し、消化を助けるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。」等
新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより表示するもの	〇〇〇〇（××県、△△歳） 「××を3ヶ月間毎朝続けて食べたら、9kgやせました。」等
行政・研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの	「××国政府認可〇〇食品」、「〇〇研究所推薦〇〇食品」等

## (2) 判断の基準

健康保持増進効果等について、「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示をした場合は、違反となります。違反に該当するかは、表示全体から消費者が受ける印象・認識が基準となり、個別に判断されます。

### 1 「著しく」とは

消費者が広告等書かれた内容とその食品を摂取した場合に実際に得られる効果との相違を知っていれば、「その食品を購入することに誘い込まれることはない」等と判断できる場合

### 2 「事実に相違する」とは

広告等の表示内容と実際の健康保持増進効果等が異なる場合

【例】十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、「3ヶ月で〇kgやせることが実証されています。」と表示する場合や、体験談を捏造等し、又は、捏造された資料を表示した場合 等

### 3 「人を誤認させる」とは

広告等で認識できる健康保持増進効果等の「印象」や「期待感」と実際の効果等に相違がある場合

【例】特定の成分について、効果が得られるだけの量を含んでいないにもかかわらず、生活習慣などを改善するための運動等をしなくても、摂り過ぎた栄養成分等を排出し、又は燃焼させることをイメージさせる 等

## (3) 虚偽誇大であることが明らかだと判断できる広告等の例

### 1 消費者向けの広告等において、医師又は歯科医師の診断、治療等によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、診断、治療等によることなく治癒できるかのような表現を用いている場合

【表示例】「医者に行かずともガンが治る！」

【考え方】通常、がんのような重篤な疾病は、医師による診断及び治療が必要となるが、こうした表示は、医師による診断治療がなくとも、治癒できると誤認を与えるため

### 2 最上級又はこれに類する表現<sup>\*</sup>を用いている場合

<sup>\*</sup>「最高」、「絶対」、「最高級」、「日本一」、「抜群」、「無類」等

【表示例】「最高のダイエット食品」

【考え方】通常、健康保持増進効果等は、個々人の健康状態や生活習慣等多くの要因により異なっており、現存する食品の中で最高の効果を発揮することは立証できないため

### 3 伝言、他者の表現等を通じて健康保持増進効果等がある可能性を表示している場合

【表示例】「〇〇に効くと言われています」

【考え方】世間の評判・伝承・学説等があることをもって健康保持増進効果等があることを強調し、又は暗示するものについても、〇〇が医師又は歯科医師の診断、治療等によらなければ一般的に治癒できない重篤な疾病な場合には、医師による診断治療がなくとも、治癒できると誤認を与えるため